

精神障害者に対する旅客運賃の割引開始について

別紙 2

R6.12.25

栃木県精神保健福祉センター

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日より、JRグループ等で旅客運賃の精神障害者割引制度が導入されます。

第 1 種	精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
第 2 種	精神障害者保健福祉手帳 2 級又は 3 級の所持者

1 対象者

精神障害者保健福祉手帳の所持者（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄に第 1 種または第 2 種の記載のあるもの）

2 手続き

割引制度の適用を受けるためには、①顔写真の添付 ②旅客運賃減額欄の記載 が必要です。

- (1) 令和 7 年 1 月以降に、手帳の交付を受ける方
更新申請等の際、顔写真の添付があるのものに限り、旅客運賃減額欄を押印又は印字した上で交付します。
※顔写真の添付がない場合、再交付申請が必要です。

- (2)既に、手帳の交付を受けている方（令和 7 年 1 月以降）

①顔写真の貼付がない方	<u>再交付申請が必要です。</u> 精神障害者保健福祉手帳（ <u>令和 7 年 4 月以降の有効期限があるもの</u> ）と顔写真（縦 4 cm×横 3 cm、脱帽して上半身を写したもので 1 年以内に撮影されたもの）をご用意の上、各市町にて申請してください。
②旅客運賃減額欄の記載のない方	精神障害者保健福祉手帳（ <u>令和 7 年 4 月以降の有効期限があるもの</u> ）にゴム印を押印いたしますので、精神障害者保健福祉手帳をご用意の上、各市町にて申し出てください。

※令和 7 年 3 月末以前に期限満了となる手帳は、割引制度適用前となるため、ゴム印押印の対象となりません。

3 その他

- (1)本人以外の家族、医療機関職員等が記載を申し出た場合も、同様の取扱いになります。
(2)割引内容は、各社により異なる場合がありますので、利用される公共交通機関へお問い合わせください。